

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2024.8.28

## SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>

追加型投信/国内/株式/インデックス型

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社: **SBIアセットマネジメント株式会社**  
(ファンドの運用の指図等を行います。)  
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号

受託会社: **三井住友信託銀行株式会社**  
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>  
ホームページ: <https://www.sbi-am.co.jp/>  
電話番号: 03-6229-0097  
(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

## 委託会社の概要

委託会社名 SBIアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年8月29日

資本金 4億20万円

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 5兆4,967億30百万円

(資本金、運用する資産総額は、2024年5月末現在)

## 商品分類

《商品分類》				《属性区分》				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド	その他 (TOPIX100)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行うSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月27日に関東財務局長に提出しており、2024年8月28日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

- ◆ 確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

## ファンドの特色

- ◆ 主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。  
※本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご参照ください。
- ◆ 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

### TOPIX100・インデックスとは

東京証券取引所の株価指数「TOPIX」の構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIX100構成銘柄は、TOPIXの構成銘柄の中から、時価総額(浮動株比率を反映させたもの。以下同じ。)及び流動性の高い100銘柄で構成される大型指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の66.2%(2024年5月末現在)をカバーしています。TOPIX100構成銘柄はCore30<sup>※1</sup>構成銘柄とLarge70<sup>※2</sup>構成銘柄を合計した100銘柄により構成されています。

※1 Core30とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIXの構成銘柄の中から、時価総額及び流動性の高い30銘柄で構成される超大型指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の40.5%(2024年5月末現在)をカバーしています。

※2 Large70とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。Large70は、TOPIXの構成銘柄の中から、TOPIX100構成銘柄のうち、Core30構成銘柄に含まれない70銘柄で構成される指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の25.7%(2024年5月末現在)をカバーしています。

各指数を構成する銘柄数は、毎年10月の定期入替時において適用される「原則数」であり、その後の定期追加(新規上場等)や上場廃止等によって、各株価指数の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもあります。

# ファンドの目的・特色

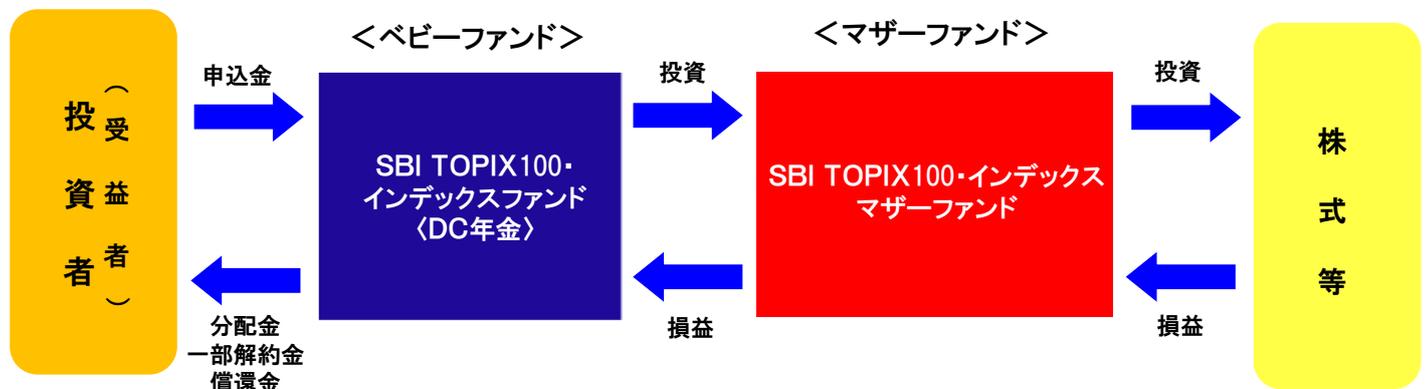
## 「TOPIX100」の著作権などについて

- ① TOPIX100の指数値及びTOPIX100に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など(指数名)に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX100に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ② JPXは、TOPIX100の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX100の指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIX100に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③ JPXは、TOPIX100の指数値及びTOPIX100に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIX100の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ JPXは、TOPIX100の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX100の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑥ JPXは、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ JPXは、当社又は本ファンドの購入者のニーズをTOPIX100の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

※上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## ファンドの仕組み

- ◆ 本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめて、マザーファンドと呼ばれる投資信託に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※分配金は自動的に再投資されます。

## 主な投資制限

- ◆外貨建資産への投資は行いません。
- ◆株式への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

- ◆毎決算時(年1回、毎年5月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて株式を中心とした、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による**損益はすべて投資者の皆様**に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

## 主な変動要因

● 株価変動 リスク	本ファンドは、株式を主要投資対象としていることから、株式の運用にかかる価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
● 信用 リスク	投資した企業や取引先等の経営・財政状況の悪化または悪化が予想される場合等により株式の価格が下落した場合、もしくは債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合等には、当該商品の価格は下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
● 価格乖離 リスク	本ファンドは、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行いますが、その実現が不可能になる以下の要因が存在します。 ①インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること ②株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響 ③運用の効率化を図るためETFや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響 ④株式、ETF及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響 ⑤追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響 ⑥株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響 ⑦ETF、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率がファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響等
● 流動性 リスク	本ファンドが実質的に投資する、TOPIX100・インデックスファンド構成銘柄は、比較的規模の大きな銘柄ですが、株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
● 金利変動 リスク	一般に金利が上昇(低下)した場合は、債券の価格は下落(上昇)します。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。本ファンドの基準価額の変動要因になります。
● 繰上償還 リスク	本ファンドは、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還されることがあります。繰上償還が行われた場合、受益者は、受益権を償還まで保有した場合に得られたであろう投資収益を得られない可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

## その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

## リスクの管理体制

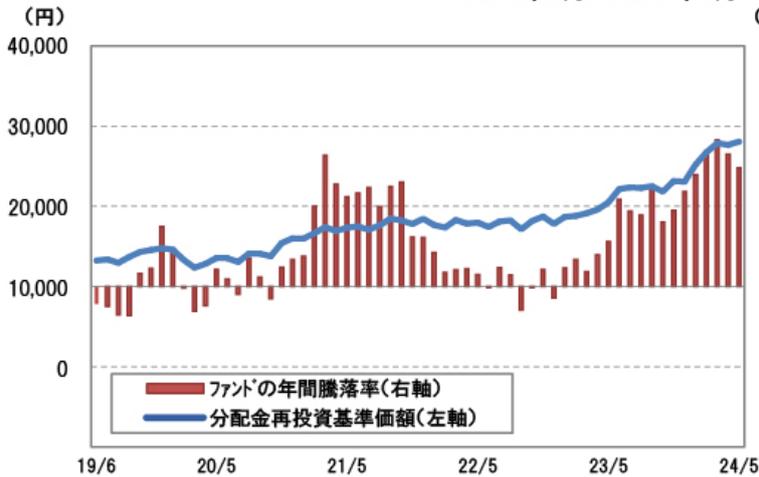
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

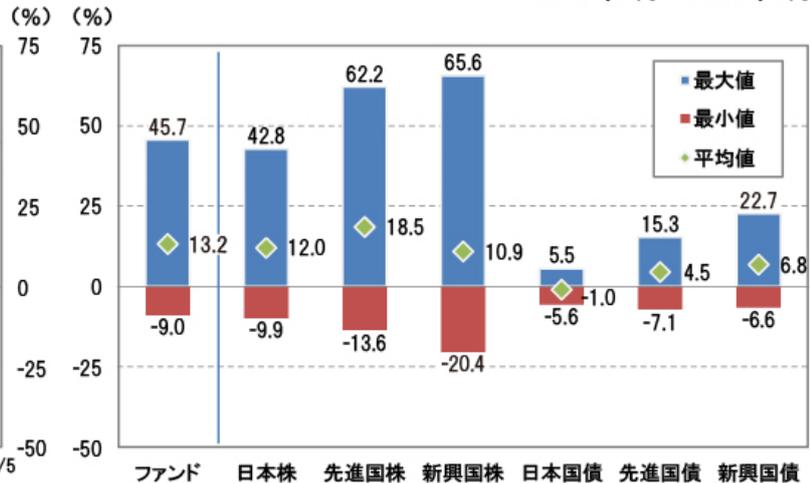
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年6月～2024年5月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年6月～2024年5月



\* 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

- 日本株…Morningstar 日本株式指数
- 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
- 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債…Morningstar 日本国債指数
- 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
- 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

<各指数の概要>

- 日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

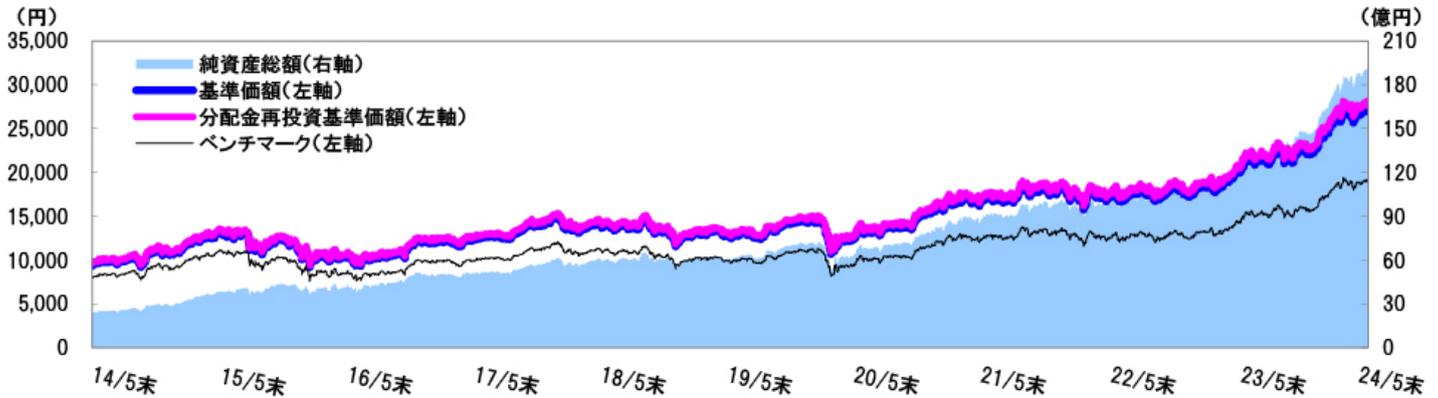
<重要事項>

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に本ファンドに投資することの可否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移 (2014年5月30日～2024年5月29日)

(基準日:2024年5月29日)



※ベンチマーク:2009年4月1日以降はTOPIX100(設定日から2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス)。  
 上記のグラフは設定日(2002年5月28日)の前営業日を10,000とし、これらを連続させて指数化しています。  
 ※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

## 分配金の推移(1万口当たり、税引前)

基準価額(1万口当たり)	27,362円	決算期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	設定来累計
純資産総額	190.93億円		20年5月	21年5月	22年5月	23年5月	24年5月	
		分配金	0円	0円	0円	0円	0円	286円

※基準価額は分配金控除後です。

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

### 《組入上位10銘柄》

マザーファンド組入銘柄数 99

No.	銘柄名	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	7.1%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.8%
3	ソニーグループ	電気機器	3.5%
4	日立製作所	電気機器	3.0%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.7%
6	東京エレクトロン	電気機器	2.7%
7	キーエンス	電気機器	2.7%
8	三菱商事	卸売業	2.5%
9	三井物産	卸売業	2.4%
10	リクルートホールディングス	サービス業	2.2%

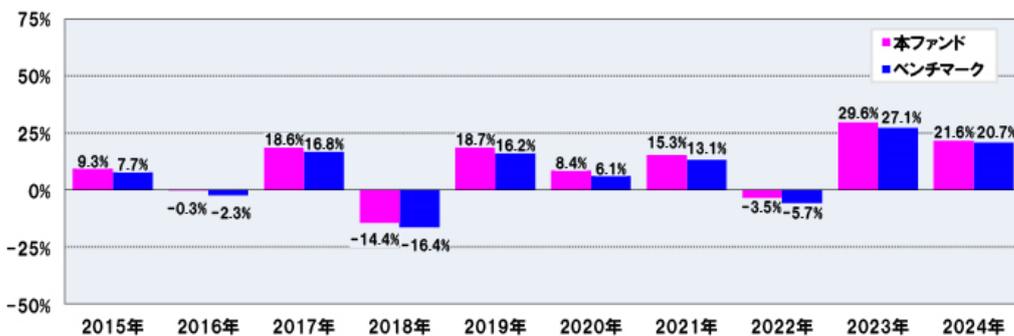
※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

### 《組入上位10業種》

No.	業種	投資比率
1	電気機器	21.6%
2	輸送用機器	11.2%
3	銀行業	8.2%
4	卸売業	7.8%
5	情報・通信業	6.9%
6	医薬品	6.1%
7	化学	5.0%
8	機械	4.9%
9	サービス業	4.6%
10	保険業	3.3%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。  
 ※本ファンドのベンチマークは、TOPIX100です。  
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※2024年は5月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込者の制限	確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。 解約手数料はかかりません。
換金代金	換金申込受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	午前11時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より、原則として、午後3時30分までとなる予定です。
購入の申込期間	2024年8月28日(水)～2025年2月27日(木) ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円を越える大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:2002年5月28日)
繰上償還	受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年5月27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※分配金は自動的に再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.sbiasset.com/">https://www.sbiasset.com/</a>
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に年0.264%(税抜:年0.24%)を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率  
<信託報酬の配分(税抜)>

#### 運用管理費用 (信託報酬)

支払先	純資産総額 10億円以下の部分	純資産総額 10億円超の部分	
委託会社	年0.09%	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.10%	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.05%	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

#### その他の費用 及び手数料

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料・先物取引・オプション取引等に要する費用、信託事務の諸費用(目論見書、運用報告書等)、その他の諸費用(ファンドが投資成果の目標とする「TOPIX100」の商標使用許諾にかかる基本料金となる料金(税抜:年10万円))及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。  
※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税※ 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税※ 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

※上記は、2024年5月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2023年5月30日～2024年5月27日です。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.28%	0.27%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。